

11010171

許可番号00400010579

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 千葉県佐倉市中志津三丁目3-7番7号
株式会社ノース
代表取締役 北 一平
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和8年8月24日
許可の有効年月日 令和13年8月23日

1. 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

品目	取扱	品目	取扱
燃え殻	☐	鉱さい	☐
汚泥	☐	がれき類	☒
廃油	☒	家畜ふん尿	☒
廃酸	☐	家畜の死体	☒
廃アルカリ	☐	ばいじん	☐
廃プラスチック類	☐	これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	☒
紙くず	☒	汚泥	☒
木くず	☒	廃プラスチック類	☐
繊維くず	☒	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	☐
動植物性残さ	☐	がれき類	☐
動物系固形不要物	☒	水銀使用製品産業廃棄物	☐
ゴムくず	☐	水銀含有ばいじん等	☒
金属くず	☐	自動車等破砕物	☒
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	☐		
備考			

※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和8年8月24日許可

5. 積替え許可の有無

有 ☒ 無 ☐

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ☒ 無 ☐

複写不可

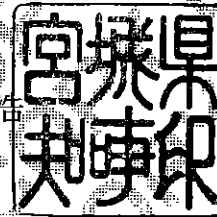
本許可証の写しは、本県に提出する。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号
名 株式会社ノース
代表取締役 北 一平
法人にあつては、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 令和8年8月24日
許可の有効年月日 令和13年8月23日

1 事業の範囲
別表のとおり。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
令和8年8月24日許可

5 積替え許可の有無 有・☒ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒ 無



別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱
令第4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類)							○
令第4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下のもの)							○
令第4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12. 5以上のもの)							○
令第4第4号	感染性産業廃棄物							○
	特定有害産業廃棄物							
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等						×
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物						×
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物						×
	ニ	廃水銀等						○
	ホ	指定下水汚泥						×
	ト	廃石綿等						○
令第4第5号	ヘ・チ・ル	廃棄物名 有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん
		水銀又はその化合物	—	○	—	○	○	○
		カドミウム又はその化合物	×	○	—	○	○	×
		鉛又はその化合物	×	○	—	○	○	×
		有機燐化合物	—	○	—	○	○	—
		六価クロム化合物	×	○	—	○	○	×
		砒素又はその化合物	×	○	—	○	○	×
		シアン化合物	—	○	—	○	○	—
		PCB	—	×	—	×	×	—
		トリクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		テトラクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		ジクロロメタン	—	○	○	○	○	—
		四塩化炭素	—	○	○	○	○	—
		1・2-ジクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1・1-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		シス-1・2-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—
		1・1・1-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1・1・2-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—
		1・3-ジクロロプロパン	—	○	○	○	○	—
		チウラム	—	○	—	○	○	—
		シマジン	—	○	—	○	○	—
		チオベンカルブ	—	○	—	○	○	—
		ベンゼン	—	○	○	○	○	—
		セレン又はその化合物	×	○	—	○	○	×
		1・4-ジオキサン	—	○	○	○	○	×
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	×
令第4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)							×
令第4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却で灰付粉類の基準に適合しないもの)							×
令第4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令第4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)							×
令第4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
令第4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)							×
備考								

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの